

都心緑化イベント実施計画作成業務委託 仕様書（企画提案用）

1. 適用範囲

本仕様書は、「令和 6 年度 都心緑化イベント実施計画作成業務」の企画提案募集にあたり、委託する場合において適用される主要事項を示すものである。

2. 委託業務名

令和 6 年度 都心緑化イベント実施計画作成業務

3. 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 19 日まで

4. 業務背景・目的

本市では新潟駅・万代・古町をつなぐ都心エリアを「にいがた 2km」として掲げ、緑あふれ、人・モノ・情報が行き交う活力あるエリアの創造を進めるなか、「にいがた 2km」に緑化重点地区を定め、官民連携による緑豊かな都市空間の創出のため、様々な緑化施策を重点的に取り組むこととしている。

本業務では、リニューアルされる新潟駅万代広場の全面供用開始のタイミングに合わせて、「にいがた 2km」の主要箇所を花と緑で装飾し来街者にとっておきのある空間を演出するとともに、市民や企業などが主体となって緑のまちづくりへ参画するような意識を高めながら、協働による新たな緑化手法の創出を見据えた、“都市緑化により都市の魅力を高めることを目指した都心緑化イベント”の実施に向け、その実施計画を作成することを目的とする。

5. 業務内容

(1) イベントのコンセプト・全体方針等の検討

- ・イベント実施の目的を勘案し、どのようなイベントを目指すかをコンセプト及び全体方針等として検討する。
- ・誘客に向け多くの参加を促すようなキービジュアルや、キャッチフレーズ、イベント会場ごとのサブタイトルなどを検討する。

(2) 会場設定および各会場でのコンテンツ検討

- ・「にいがた 2 km」エリアを中心に、メイン会場およびサブ会場（複数個所）を設定する。
- ・各会場で行う展示・装飾・催し等を検討する。

（会場候補：新潟駅駅前広場、東大通駅前エリア、万代シティエリア、萬代橋東西橋詰歩道エリア、やすらぎ堤万代橋～八千代橋区間、古町エリア、白山公園 など。
※確定ではなく、またその他の場所を候補として検討可）

(3) 企業協賛を主とした協賛手法及び募集計画の検討

- ・企業・市民からのイベントへの協賛を得る仕組みを検討する。（効果の発現は R8 イベントを目指し、その後も継続的に協賛を得る手法が望ましい）
- ・協賛募集のスケジュールを作成する。

(4) R7、R8 年度を含めた全体スケジュール作成

- ・準備・調達等から広報、協賛事務局を含めイベント全体の運営まで全体のスケジュールを作成する。
- ・必要となる主要な経費を検討するとともに、各年度の概算委託費を算出する。

(5) イベント実施に必要な関係機関調整等

- ・会場確保や催しの実施の際に必要な許認可申請等について整理し、施設管理者等の関係機関との調整を図る。（実際の申請手続きは、市が行うべきものは市が担う）
- ・催し等の企画にあたり、多様な主体との協働による実施の可能性を含めて検討を行い、協働・連携のための調整を図る。

(6) 花木や展示・装飾に要する資材等の調達計画作成

- ・R8 実施時に使用する花木の選定、及び種別数量等内訳を作成し、調達の目途と調達予算の概算を作成する。
- ・展示・装飾等に使用する資材・機材の種別数量等内訳を作成し、調達の目途と調達予算の概算を作成する。

(7) 市民参加コンテンツの検討

- ・イベント会場での市民参加型催し等の検討を行う。（WS、講座など）
- ・イベント開催前から開催期間中にかけて、市民参加型で整備する花壇など、市民・団体等との協働による花と緑の演出・装飾の実施を検討する。

(8) P R 手法の検討

- ・市の広報媒体を活用するほか、SNS を活用した広報の検討、ポスターやフライヤーなどの制作と主要掲出先のリストアップなど、様々な受け手に向けた広報手段と手段ごとの展開方法を検討する。

(9) その他

- ・企画提案書による提案内容について、それを具体化するために必要な検討を本業務に付随する業務として行う。
- ・イベントに使用する植物は、主として、ポット苗や鉢物などを想定しているが、維持管理・意匠等の観点から、必要に応じて適した形態を使用することを妨げない。
- ・使用する資材（主に花、樹木等）は、可能な限り新潟市産、新潟県産を調達することを基本とするが、資材の種類等によっては調達の都合により県外産とすることを妨げない。

6. 緑化イベント実施期間

【予定】令和8年9月中旬または下旬から1か月間の開催を予定

※設置・撤去作業期間については協議による

※イベント終了時に、花壇等装飾に使用したポットの無料配布を行う

7. 成果物の納品等

(1) 成果物

本業務に係る業務報告書を、紙媒体1部と、電子データで納品すること。

(2) 納品場所

新潟市 土木部 みどりの政策課

8. 留意事項

受託者は、業務履行にあたり契約書のほか、次の事項を遵守するものとする。

(一部、R7 年度および R8 年度の業務を想定した内容を含みます)

- (1) 本業務の関係者及び関係機関とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。
- (2) 受託者は、緊急時の連絡体制と現場の初動体制を明確にした上で、不測の事態（新型コロナイルス感染拡大を含む）により提案内容の実施に支障が生じた場合、市と協議の上、速やかに対応すること。
- (3) 展示場所の利用については、原則として新潟市より関係機関へ申請することとする。ただし、申請にあたり図面等の必要な書類は受託者にて作成すること。
- (4) 装飾の設置、撤去、メンテナンスにおける道路使用許可等の必要な申請は受託者にて行うことのこと。
- (5) 装飾の設置、撤去、メンテナンスにおいては歩行者や車両の通行に障害を与えないよう警備員または誘導員の配置など適切な対応をすること。
- (6) いずれの装飾についても路面及び街路灯には養生等を適切に行い、原状復帰すること。
- (7) 荒天を想定した設置および対応を行うこと。台風等の自然災害により一時的に撤去し、その後再度設置する場合の費用についても委託費に含めること。ただし、複数回の対応が必要となった場合、その経費については協議を行うこととする。
- (8) 業務終了後は速やかに実施報告書を提出すること。
- (9) 業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方の合意により変更ができるものとする。
- (10) 受託者は、業務で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- (11) 業務実施にあたっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- (12) 委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、または営業所があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿に登録されている者とすることとし、以下の点を明確にして、あらかじめ委託者の承諾を得ること。また受託者は、再委託先の行為について全責任を負うこと。
 - ・再委託する業務の範囲
 - ・再委託する合理性および必要性
 - ・再委託先の業務履行能力
 - ・再委託業務の運営管理方法
- (13) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みが無いとき、または業務を完了する見込みが無いときは、委託者が契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (14) 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む）およびその他の権利は、今後、本業務の成果物・作成物を新潟市が利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。ただし、委託者と受託者が協議の上、当該著作権および使用権を新潟市に帰属させることが困難なものについてはその限りではない。
- (15) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱

う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏洩、紛失及び棄損の無いよう適切に管理すること。

(16) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたり知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(17) その他

- ・業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とすること。
- ・業務終了後、この契約に関する業務評価を行う。
- ・本業務は、地方創生推進交付金を充てて実施するため、本業務にて使用した書類、伝票、領収書等については、事業終了後5年間保管すること。

以上